

1. 試行派遣の内容

①内閣府官房総務課が行う内閣府本府における監査業務への派遣

聞き取り調査、保存中ファイルの实地調査等に同行（2名、計3回）

②内閣府公文書監察室が行う实地調査業務への派遣

ヒアリング、行政文書ファイル实地確認等に同行（12名、計52部署）

※この他に、内閣府官房総務課が行うレコードスケジュール（RS）確認業務（内閣府本府の各部局が提出するRS確認依頼を、公文書管理課への提出前にチェックする業務）について、専門職員が実際の業務の進め方を視察し、助言の可能性を検討した。

2. 試行派遣の結果概要

【派遣の効果が認められた点】

- 上記①の監査にあたり、監査対象の行政文書ファイルの選定を移管の必要性の観点から助言した。監査中に、RSの誤りを指摘することがあった。
 - 上記②の实地調査の中で、ファイル名称の付け方、RSの設定方法、廃棄協議の方法等について助言や意見交換を行った。
 - 上記①②とも、内閣府職員には、専門職員の知識・経験等に触れる機会、専門職員には、政策立案過程の業務を実見し有益な知識を得る機会となった。
- ・また、上記※に関する検討結果として、専門的知見を活かしたRSのチェック、名称からはRSの妥当性を判断し難い行政文書ファイルの洗い出し等で専門職員の助言が期待できる。

【今後の実施に留意が必要な点】

- 従来、専門職員は政策立案の過程に触れることが少ないため、实地調査等に同行する中で政策立案過程の知識を深めることが有用。
- 専門性を活かした助言を行う上で、判断に時間を要する質疑等にも対応するには、上記①②の場だけでなく、日常的な問合せ対応業務に専門職員の知見を活用する仕組みを整備することが望ましい。
- 事前準備等に多くの時間が必要であり、それを踏まえた派遣の計画策定が必要。

3. 平成31年度の取組方針

上記のとおり専門職員派遣には一定の効果が見込まれる一方、国立公文書館の専門職員の人数にも限りがある。昨年7月の関係閣僚会議決定で「政府CROの指揮の下で派遣」とされていることも踏まえ、本年度においては上記②を含む内閣府公文書監察室への派遣を中心として行い、専門的知見の活用と経験の蓄積を図る。また、上記①を含む各府省の公文書監理官室等への派遣についても引き続き検討する。

➤ 内閣府公文書監察室の行う实地調査業務における専門的知見の活用

→实地調査への同行による専門的知見の効果的な活用、政策立案過程含め専門職員の経験の蓄積を図る

➤ 内閣府公文書監察室が行う各行政機関への問合せ対応における専門的知見の活用

→各行政機関への対応において専門的知見をより有効に活かす仕組みの整備

➤ 各府省の公文書監理官室等への派遣について引き続き検討

→試行先の拡充を含め引き続き検討